平成２６年（フ）第７９５号
神奈川県大和市上和田1720番地139　サニーハイツ201号
債務者　佐藤　秀雄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５２号
横浜市中区麦田町４丁目102番地　ＭＲ山手101号室
債務者　伊藤江梨子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５７号
横浜市鶴見区平安町１丁目38番地１　レジデンス五月女403号
債務者　大竹　勝美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５４４号
大阪市淀川区田川北３丁目４番16号
債務者　小西紀久子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５号
東京都武蔵野市境５丁目９番21号マロンサイドⅡ１Ｃ
債務者　木村貴之こと　李　　貴之
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４３号
栃木県真岡市西田井1486番地３
債務者　細谷　　守
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４９号
栃木県日光市今市802番地９
債務者　髙梨美代子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５４号
栃木県足利市助戸東山町872番地16
債務者　森山　広美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５９号
栃木県宇都宮市今泉町50番地１　陽光ハイツＤ号室、前住所栃木県宇都宮市山本２丁目９番14号　サンツヤマモトＡ207号室
債務者　佐藤　肇子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１号
大分県宇佐市院内町香下358番地の１
債務者　三原　純一
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
長野県佐久市中込3241番地９
債務者　小谷野恭子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２９号
長野県小諸市乙女１番24号　フレグランス乙女Ａ202号
債務者　依田美智子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１８５号
静岡県湖西市新居町新居150番地の１　アクアピレーネ101、前住所静岡県湖西市白須賀5330番地の３
債務者　井ノ上ジェロニモこと　イノウエ　ビジャル　ヨバル　ジェロニモ
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
静岡県湖西市新居町新居150番地の１　アクアピレーネ101、前住所静岡県湖西市白須賀5330番地の３
債務者　モレノ　ヨバナこと　モレノ　マカウアチ　デ　イノウエ　ヨバナ
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
静岡県浜松市東区笠井町1174番地
債務者　杉浦　正義
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係